

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）宗像市発注にかかる _____ 工事

（当該工事内容の変更等に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に付帯する業務

（名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、 _____
特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を _____
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後
12ヶ月を経過するまでの間は解散することはできない。

2 建設工事を請け負わなかったときは当企業体は、前項の規定にかかわらず建設工事に
係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

住 所

名 称 _____

住 所

名 称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員出資の割合は次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

(構成員) _____ %

(構成員) _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、代表者の名義により設けられた専用の預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか 1 社は、上記のとおり _____
_____特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠とし
てこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

（構成員の住所、名称、代表者氏名）

印

印